

國分典子著

『近代東アジア世界と憲法思想』

慶應義塾大学出版会 2012年 v+327ページ

おか かつ ひこ
岡 克彦

はじめに

本書は、近代の東アジア憲法思想が日本を基軸に朝鮮と中国とで思想的に連鎖していたことに着目して、近代朝鮮の権利論や国家論の変遷を日本や中国との関連のなかから位置づけつつ、大韓民国憲法（以下、制憲憲法）制定の思想的系譜を析出しようと試みた研究の成果である^(注1)。著者が注目するのはおもに二点である。ひとつは、同憲法に規定された基本権カタログに「法律の留保」が付されていることである。これは、単に韓国の学説で評した日本の明治憲法の影響による外見の立憲主義の表れだけによるものではない。よりポジティブに各基本権に対して「公共の福祉」を重視することで社会国家原理を機能させようとした側面があることを明らかにする。その法思想的な潮流を朝鮮の近代史のなかから読み解く。

もうひとつは、同憲法に自由主義経済原理を標榜するのではなく、経済条項として「社会正義の実現および均衡ある国民経済の発展」（84条。296ページの邦訳による）をあえて定めているところにその特徴を見出していることである。今まで大韓民国は、北朝鮮との対比からでも自由主義経済体制の国家というイメージが強かった。ところが、本書では、建国当時、経済の自由性よりも「社会民主主義」の理念にもとづいて国家の経済秩序を構想しようとしたことを示している。現行の87年憲法でもこの経済条項が受け継がれている（119条2項）。

その背景には、朝鮮をはじめとした東アジアの近代国家の形成が、西欧の「自然法的・契約論的国家観」とは異なった「有機体的国家観」にもとづいて

いたことが挙げられる。そこには、日本経由のドイツ国法学や法実証主義の憲法学などが強く影響している。また、本書のキーパーソンである趙素昂が「三均主義」で唱える平等の理念が朝鮮の国家構想に多分に反映していたのである。まずは、本書の概要から紹介することにする。

I 本書の概要

- 序 近代国際社会と東アジア
- 第1章 世界観転換に伴う東アジア的特徴
- 第2章 日本における進化論と国法学の連関性
- 第3章 朝鮮開化期における人権思想の継受と国家観の形成
- 第4章 大韓帝国から大韓民国へ
- 第5章 1905-1910年の韓国留学生雑誌における国家・法の思想
- 第6章 日本経由でのドイツ国法学受容
- 第7章 大韓民国臨時政府の憲法思想
- 第8章 第一共和国憲法制定とその思想的背景
- 終章 東アジアにおける近代と現代

序では、東アジアでの「近代の企て」においてどのような国のかたちを目指そうとしてきたのか、という国家観を西欧型のそれと対比しつつ、その特徴と問題性を解明しようとする本書の方向性が示される。まず、その特徴でもあり、課題となるのは、近代立憲主義の柱たる西欧の「近代自然法思想」がこの地域で定着しなかったことである。第1章では「自然」という観念が東アジアの地域でも西欧に劣らぬほどに世界観として展開されてきたことを論じる。西欧のそれを受け入れる思想的素地は十分にあった。しかし、実際にはそうならなかった。たとえば、国際法の前身たる「万国公法」に対する理解でも、自然法観よりも歴史主義的な法律観の方に関心が向けられた（21ページ）。そこには多分に社会進化論が強く影響している。しかも「弱肉強食」、「生存競争」、「適者生存」および「優勝劣敗」といった単線的な進化論の理解である。

当時、日本、朝鮮および中国には、主権国家の概念による新しい国際関係の確立とともに、西欧の帝国主義による植民地化の波が同時に押し寄せてきた。この地域の国々は、近世アジアの朝貢体系が崩

れ始め、国家の存立そのものに危機を認識せざるを得なかった。社会進化論が、西欧のいかなる理論よりもアジア地域に置かれた状況を理論的に説明してくれるものであった。市民革命で君主制を廃して、社会契約を基点に国家の「内」から近代国家の構想が始まったのとは異なり、この地域では西欧の衝撃という「外」から国家の再編を余儀なくされた。具体的には、第2章と第6章で東アジアへの近代思想の「連鎖」の基軸になる日本の事例を取り上げる。「天皇」という君主制のあり方をめぐって近代国家の構築が始まった。立憲君主制へと国家の「かたち」がつくられていく。問題は、天皇と国家との関係性である。天皇が国家とイコールなのか。別個の存在だとしたら国家よりも上位に位置づけるのか、あるいは国家の一機関とすることでそれよりも下位に位置づけられてしまう可能性をどのように認識するのか、という問題である。それが、ドイツ国法学に依拠した国家論（国家有機体説、国家法人説、天皇機関説など）の展開である。

では、朝鮮の場合はどうであろうか。それが第3章と第4章である。人権観念と国家観との関連性から朝鮮における近代国家の姿が明らかになる。人権観念は、国家権力との対抗概念としてのそれではなかった。むしろ、国家の独立や国権を高めるために人民への人権保障が重要であるとの捉え方である。人民の権利よりも伝統や国家の秩序を重視した朴泳孝や兪吉濬の思想だけでない。人権観念の重要性を強く唱えていた徐載弼でさえもこうした人権理解で一貫している。それは、立憲君主制でもって君主の権限を強化することを通して、国権を高め、国家の独立を図ろうとした当時の国家的課題が各思想家に反映した結果である。ところが、開化思想家たちが描いた国家構想とは異なり、実際は君主にその権力を凝集させて専制君主的な方向に突き進む。それが1897年の大韓帝国の成立である。清国の宗主権からの離脱を図るために、わずか9カ条で構成された「大韓国内制」の制定で主権国家としての独立性を宣言する。その一方で、君主と執政機関たる議政府が国政の全権を掌握し、さらに国民の権利についての規定がまったく存在しなかった。その結果、朝鮮王朝を支えてきた伝統的な政治システムを失わせ、他方で近代国家を構成する国民との関係が新たに構築できないままになってしまった。かつ、対外的に

は、日本から国権が徐々に剥奪されることで、同じ君主制の強化を通して近代国家の建設を目指していた日本とはまったく異なった国家状況に朝鮮は置かれるようになる。

自らの国や国権が段階的に喪失していく過程を見守らざるを得ない朝鮮知識人たちは、当時、どのように国家を捉えようとしていたのだろうか。第5章で著者は、日本に来ていた朝鮮人留学生の論稿に注目する。彼らの関心は、主権が失われつつある母国の守護と強化である。具体的には、弱肉強食たる国際社会の認識、国際社会で生存するための方策、国家目的の定立および近代的統治機構の確立などである。留学地である日本にいながら彼らの関心は、日本の国家論から中国の近代化論へとシフトしていく。彼らは、国家が外勢によって脅かされ、半植民地の状態に陥った中国にあって梁啓超をはじめ中国の近代思想が「救国」に力点を置いた理論に母国・朝鮮の国権を回復させる契機を見出そうとしたからである。東アジアの近代思想の「連鎖」に大きな転換をみせる。

1910年について朝鮮の国権は日韓併合で奪われ、「国家」が失われた。その一方で、現代韓国の国家理念や制憲憲法の骨格が、地下運動や国外の独立運動で構想された。とりわけ、大韓民国臨時政府の樹立は、主権を失いながらも、植民地からの解放後、国家建設に少なからずその礎を築いた。第7章では、そのキーパーソンたる趙素昂の思想が大韓民国の国家ビジョンを形成したことを明らかにする。1919年4月に同政府は、「大韓民国臨時憲章」を制定した。趙は、この草案者の一人であり、臨時政府のイデオログとして三均主義を唱えた。三均主義とは、個人間、民族間および国家間の完全な均等と権力・富力・知力（政治・経済・教育）の平等を基本原則とし、これが完全に実現された状態をいう（226ページ）。憲章と同時に出された臨時政府の政綱でも「民族平等、国家平等および人類平等の大義を宣伝する」と書かれ、三均主義の思想が示されている（227ページ）。その後、韓国の憲政史上初めて近代立憲主義の憲法体制（民主共和制）を記した「大韓民国臨時憲法」が制定される。現行の韓国憲法の前文で臨時政府の「法統」を継承することが明記されるほどにこれは重要な意義を有している。

趙の目指す三均主義は、プロレタリア独裁を標榜

する社会主義でもなく、植民地帝国主義に結び付きやすい自由主義にも与しない。特定の階級利益に資するのではない平等な民主主義として社会民主主義に近く、かつ民族主義的な色彩を帯びている。その思想的な影響は儒教と中国の近代思想から受けている。彼は、日本への留学時代に反日意識を強め、日本にいながら次第に中国の近代思想に関心を抱くようになった。とりわけ、孫文の民族・民権・民主の三大主義を唱えた三民主義から大きな影響を受けたようである。臨時政府が中国・上海にあったことは、中韓の政治的なつながりを強めるものであった。当時、大韓民国臨時政府を積極的に支持してくれる国家は中国くらいしかなかったという政治状況も影響している。実際、1921年に同政府の承認を孫文から取りつけていることも、三均主義が三民主義とのつながりを強める政治的要請であった（238ページ）。当時、東アジアの思想空間のなかで中国と朝鮮のそれぞれが互いに共鳴し合っていた局面である。

第8章では、趙の三均主義に表れた社会民主主義的な理念が、戦後、制憲憲法の制定を通して具現化した憲法学者・兪鎮午の法思想に展開していくことを論じる。兪は、自由よりも社会、経済、文化および政治の領域で国民が均等な社会をつくることを目指す。「政治的民主主義」および「経済的社会的民主主義」が彼のキーワードである（258ページ）。当時の時代的潮流であったマルクス主義に好感をもちつつも、政治的な民主主義を否定してまで経済的民主主義を徹底化することに批判的であった。むしろ、伝統的な自由主義と社会主義の中間形態をとる1919年のドイツ憲法の立場を支持する。特に、経済問題については単に人々のその自由な活動を保障するだけではない。経済的弱者を保護するために、その強者に規制を加えることができるよう国家が積極的に介入しうる法的根拠を韓国憲法に設けた。それが、前述した制憲憲法第84条である。兪は、自由主義的法治国家に止まらず、国民各人の生活の均等を実現するための社会国家を構想する（268ページ）。その特徴は、権利論の法的性格にも表れる。国民の自由および権利は、自然的な人権保障を強調するのではなく、公共の福祉を重視することで社会国家原理の理念に結び付けたのである。実際、制憲憲法では、この社会国家原理から基本権のカタログに対し

て法律の留保が付されたようである（265ページ）。こうした社会国家の流れは、臨時政府時代の趙素昂の三均主義から多分に影響を受けていた。

II 本書へのコメント

韓国の憲法は、一般的に社会主義国である北朝鮮との比較から自由主義的な民主主義体制を基調としていると捉えられてきた。ところが、本書では朝鮮の近代思想の系譜をたどりながら、韓国の建国理念が国家の国権およびその権力を強化することで、結果的に国民の自由や権利を実質的に保障することができるという社会民主主義的な国家観（積極国家観）に依拠していたことを明らかにしたことは興味深い。この点は、「北」とのイデオロギー的な違いは別にしても、南北の国家体制の実質がどれほど異なるのかという問題を解明しうる端緒を提供してくれる。けれども、実際、制憲憲法で形作られた国家は、「社会・福祉国家」ではなく「積極国家」の変態である権威主義体制が立ち上がった。戦後の米ソ冷戦体制の下でもそれが長く持続していった。憲法理念と現実との乖離が制憲憲法で露呈してしまったのである。「社会民主主義」という憲法理念とは裏腹に権威主義体制という現実が、なぜ、生み出されてしまったのであろうか。本書で自然法的・契約論的国家ではなく、有機体的国家のあり方が東アジアで問われたことは、まさにこの点にかかわってくる。従来、アジア立憲主義のなかで議論された「アジア開発体制」の問題に直結する。

したがって、本書の意義は、朝鮮をはじめ東アジア諸国の多くで権威主義体制の出現という歪曲された「積極国家」を生み出してしまう思想的要因を分析していることである。その要因は、すでに朝鮮での人権思想の導入から見出すことができる。そこでの権利論は、自国の国家権力に対抗する概念としてではなく、国権を強化するための補完的な要素にしか過ぎなかった。韓国の場合、近代憲法の形成過程において国家権力によっても不可侵な個人の領域に対する観念が希薄であった。その過程では「消極国家」の経験をしないうまま、形式的には現代型憲法（社会国家原理）を導入しつつ、実質的には一気に積極国家化へと突き進んだ。そこには人権の「前国家性」を読み取ることはできない。その典型が「法

律の留保」論である。本書では、朝鮮の開化期から制憲憲法の制定に至るまでこの理論が一貫して論じられ、この憲法で制度化されたように理解できる。「天賦人權」ではなく、韓国で述べられる「法賦人權」や「国賦人權」と表現される法実証主義的な権利観である。こうした法律の留保論の持続性は、人権侵害の主体である国家権力に対して無批判であったり、権力そのものへの「不信」が脆弱であった点など、権力に対して悲観的ではなかったことの表れでもある。それはどうしてであろうか。

翻弄されてきた当時の歴史状況からすれば、知識人を含めて韓国の人々は、自国の権力を批判的に省察する余裕すらなかったのかもしれない。もちろん、戦後、新生「大韓民国」を早く構築するためには、戦略的に強い国家権力が必要である。権力を縮小させたり、分立させるような自由主義的な消極国家ではそれが難しい。しかし、制憲憲法による新国家体制は、従来、積み残してきた李朝体制の「前近代性」、日本帝国による植民地体制への「近代性と反近代性」および現代立憲主義の諸問題（行政権の肥大化、議会機能の不全、社会国家原理の問題など）が同時並行的に表出してしまった結果をもたらしたようである。建国時における各時代的な体制問題の混在は、本書で指摘する「有機体的国家観」による帰結ともいえよう。

こうした問題は兪鎮午の思想にも読み取れる。兪が唱える社会民主主義の思想は、とりわけ制憲憲法の経済条項に表れていた。彼は、経済活動を原則的に自由としながらも、それが公共性を帯びるようになったときは国家権力によって民間の経済活動に介入することを積極的に容認する。ところが、「国家主導の経済政策」は、皮肉にも社会民主主義的な文

脈ではなく、「開発独裁」体制下における人権抑圧型の開発経済へと結実化していったのである。

最後に、韓国における「民主主義」や「民族主義」を論じるうえで疑問になるのは、「君主制」の行方である。つまり、李氏朝鮮王朝たる君主制が近代憲政史のなかでどのように位置づけられて、終焉してしまったのか、という問題である。開化思想家など、当初は君主権を強化することで近代国家の建設を目指した。「一君万民思想」がそれを裏付けたとされる。ところが、大韓民国臨時政府では、国家構想が「民主共和制」へと転換した。中国の場合、孫文の辛亥革命で清朝が倒され「国民国家」へと近代国家が構築されようとした。これに対して、韓国の場合、臨時政府のときにどうして君主制の構想が急に跡形もなく消えてしまったのであろうか。その思想的要因の解明が必要のように思われる。

こうした個人的な感想とは別に、本書で特に韓国の制憲憲法の制定前史として上海での臨時政府時代の法思想および同憲法の制定に関わった兪鎮午の憲法思想を解明したことは、日本でのアジア法研究のみならず現地韓国の憲法学にも新たな知見を提供したといえよう。同じく「韓国法」を研究している評者としても、今後、この分野に関する著者の研究がさらに進展していくことを期待したい。

（注1）本研究は、著者も引用しているように山室信一『思想課題としてのアジア——基軸・連鎖・投企——』（岩波書店、2001年）で明らかにした近代思想の「連鎖」という視角がベースとなっている。本書評もこの視角から本書を捉えることにする。

（福岡女子大学国際文理学部教授）